

「こどもと笑顔 with」運営規約

第1条（名称） この会の名称を以下のとおりとする。 こどもと笑顔 with

第2条（事務局所在地） この会の事務局を以下に置く。

〒167-0022 東京都杉並区下井草（代表 伊藤益子）

第3条（会の目的） 子どもにやさしいまちを杉並区と区民と共に作っていくために必要と思われる意見交換や勉強会などの運営の業務を円滑に進め、子どもと大人の笑顔があふれる杉並区の実現を目指す活動を行うことを目的とする。

第4条（活動） この会では以下のことをする。

- 1, 勉強会
- 2, 意見交換会
- 3, 会の目的を達成するために必要と思われること

第5条（会員） 会の目的に賛同する者で役員が承認した者。

第6条（役員） この会に以下の役員を置く。 代表 1名 副代表 2名 会計 1名 会計監査 1名

第7条（役員の任期） 役員の任期は2年とする。

- 2, 但し再任を妨げない

第8条（代表） 代表は会を代表し、円滑な運営に努める。副代表は代表を補佐し、代表が欠員のときは代表の職務を遂行する。

第9条（会議） 本会の運営に必要な事項は役員による運営会議で決める。運営会議の議事は、出席者の過半数の同意をもって決定する。

第10条（会計） この会の運営に必要な資金は次のもので充てる。 1, 会費 2, 寄付金 3, 助成金

第11条（規約改正） この規約は、会員の過半数の同意をもって改正することができる。

附則

1. この規約は 2022（令和4年）年5月29日から適用する